

地方独立行政法人桑名市総合医療センター業務方法書の一部改正について

地方独立行政法人桑名市総合医療センター業務方法書の一部を改正する規程を次のように定めるものとする。

令和2年3月11日提出

地方独立行政法人桑名市総合医療センター理事長 竹 田 寛

地方独立行政法人桑名市総合医療センター業務方法書の一部を改正する規程

地方独立行政法人桑名市総合医療センター業務方法書（平成21年10月1日制定）の一部を次のように改正する。

第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（役員等の損害賠償責任）

第9条 役員又は会計監査人（以下「役員等」という。）は、その任務を怠ったときは、法第19条の2の規定に基づき、法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 前項の責任は、市長の承認がなければ、免除することができない。

附 則

この業務方法書は、令和2年4月1日から施行する。

参 考

(改正のあらまし)

地方独立行政法人法の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

関係条文対照表

改 正 前	改 正 後
(内部統制に関する基本方針) 第8条 法人は、役員（監事を除く。）の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という。）を整備するとともに、継続的にその見直しを図るものとする。 2 法人は、内部統制に関し、次の各号に掲げる事項を整備するものとする。 (1) 役員及び職員の倫理等に関する事項 (2) 中期計画等の策定及び評価に関する事項 (3) 内部統制の推進に関する事項 (4) リスク評価と対応に関する事項 (5) 情報伝達及び情報システムに関する事項 (6) 情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する事項 (7) 監事及び監事監査に関する事項 (8) 内部監査に関する事項 (9) 内部通報・外部通報に関する事項 (10) 入札・契約に関する事項 (11) 予算の適正な配分に関する事項 (12) 情報の適切な管理及び公開に関する事項 (13) 職員の人事・懲戒に関する事項	(役員等の損害賠償責任) <u>第9条 役員又は会計監査人（以下「役員等」という。）は、その任務を怠ったときは、法第19条の2の規定に基づき、法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。</u> <u>2 前項の責任は、市長の承認がなければ、免除することができない。</u> <u>(その他)</u> <u>第10条</u>
(その他) <u>第9条</u> この業務方法書に定めるもののほか、法人の業務に関し必要な事項は、法人の規程で定める。	